

札幌市教育・保育施設及び地域型保育事業給付要綱

(平成 20 年 2 月 22 日子ども未来局長決裁)

一部改正平成 22 年 3 月 25 日

一部改正平成 23 年 3 月 25 日

一部改正平成 24 年 3 月 30 日

一部改正平成 25 年 3 月 29 日

一部改正平成 27 年 3 月 31 日

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号（以下「法」という。））第 27 条第 1 項に規定する施設型給付費（法附則第 6 条第 1 項に規定する委託費（以下「委託費」という。）を除く。）（以下「施設型給付費」という。）、法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費（以下「特例施設型給付費」という。）、法第 29 条第 1 項に規定する地域型保育給付費（以下「地域型保育給付費」という。）、法第 30 条第 1 項に規定する特例地域型保育給付費（以下「特例地域型保育給付費」という。）及び委託費の基準を定めるとともに、第 2 条第 8 号に規定する事業所の設置者に対し、当該費用を支弁することについて必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付費等 施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費及び委託費をいう。
- (2) 認定こども園 法第 7 条第 4 項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第 7 条第 4 項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。
- (5) 教育・保育施設 法第 7 条第 4 項に規定する教育・保育施設をいう。
- (6) 地域型保育事業 法第 7 条第 5 項に規定する地域型保育事業をいう。
- (7) 特定保育所 法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。
- (8) 事業所 教育・保育施設、地域型保育事業を実施する施設及び特定保育所の総称をいう。
- (9) 児童 法第 19 条第 1 項各号に規定される子どもの総称をいう。
- (10) 1 号認定子ども 法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する 1 号認定子どもをいう。
- (11) 2 号認定子ども 法第 19 条第 1 項第 2 号に規定する 2 号認定子どもをいう。
- (12) 3 号認定子ども 法第 19 条第 1 項第 3 号に規定する 3 号認定子どもをいう。
- (13) 乳児 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 1 項の規定による保育の実施がとられた日の属する年度の初日の前日（以下「入所年齢基準日」という。）において 1 歳に達していない児童をいう。この場合、当該児童がその年度

の途中で1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなす。

- (14) 1歳児 入所年齢基準日において2歳に達していない児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなす。
- (15) 2歳児 入所年齢基準日において3歳に達していない児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなす。
- (16) 3歳児 入所年齢基準日において4歳に達していない児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなす。
- (17) 4歳児 入所年齢基準日において5歳に達していない児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で5歳に達した場合においても、その年度中に限り4歳児とみなす。
- (18) 5歳児 入所年齢基準日において6歳に達していない児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で6歳に達した場合においても、その年度中に限り5歳児とみなす。
- (19) 公定価格 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号（以下「告示」という。）第1条第12号に規定する公定価格をいう。
- (20) 利用者負担額 札幌市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則（平成27年札幌市規則第27号）第2条第1項に掲げる表の右欄に規定する額（同規則第2条第2項の適用を受ける場合は同項に規定する額。）をいう。
- (21) 支給認定教育・保育 法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育をいう。
- (22) 保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する11時間の区分をいう。
- (23) 保育短時間認定 子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する8時間の区分をいう。

（給付費等の使途範囲及び法定代理受領）

第3条 この要綱に基づき支弁する給付費等は、児童の保護者に対する個人給付を基礎とし、事業費、人件費及び管理費等に要する費用に充てるため、居住市町村から法定代理受領することとする。

（給付費等の単価）

第4条 各事業所に適用する給付費等の単価は、告示別表第2及び第3に定める基本分単価とする。また、基本分単価の認定は、特定教育・保育等に要する費用の額の

算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 27 年 3 月 31 日府政共生第 350 号、26 文科初第 1464 号、雇児発 0331 第 9 号（以下「留意事項通知」という。）」に準じるものとする。

（施設型給付費の支弁額）

第 5 条 施設型給付費の支弁額は、法第 27 条第 3 項の規定により算定した額とする。

（特例施設型給付費の支弁額）

第 6 条 特例施設型給付費の支弁額は、法第 28 条第 2 項各号の規定により算定した額（同項第 1 号においては、同号の規定によりその基準とされる額。）とする。

（地域型保育給付費の支弁額）

第 7 条 地域型保育給付費の支弁額は、法第 29 条第 3 項の規定により算定した額とする。

（特例地域型保育給付費の支弁額）

第 8 条 特例地域型保育給付費の支弁額は、法第 30 条第 2 項各号の規定により算定した額（同項第 1 号においては、同号の規定によりその基準とされる額。）とする。

（公立の幼稚園、保育所、認定こども園に係る公定価格及び施設型給付費の支弁額）

第 9 条 公立の幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「公立施設」という。）の支弁額は、第 5 条及び第 6 条の規定により算定するものとする。

（委託費の支弁額）

第 10 条 委託費の支弁額は、法附則第 6 条第 1 項に規定する保育費用を支払うものとする。

（月の途中で入退所のあった児童の給付費等について）

第 11 条 第 4 条から第 8 条の給付費等を算定するにあたり、月の途中で入退所のあった児童については、公定価格に当該月における利用日数を 20（2 号認定子ども及び 3 号認定子ども（法第 28 条第 1 項第 3 号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。以下この条において同じ。）においては、25）で除して得た数（10 円未満切り捨て。）を乗じて得た額から利用者負担額を差し引いた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条から第 8 条の給付費等を算定するにあたり、月の途中で転園のあった児童の給付費等については、次に掲げる区分に応じ、給付費等を算定するものとする。

(1) 保育料額の設定が同一の事業所間の転園の場合

ア 転園元の事業所

公定価格に当該月における利用日数を 20(2号認定子ども及び3号認定子どもにおいては、25) で除して得た数(10円未満切り捨て。) を乗じて得た額から利用者負担額を差し引いた額とする。

イ 転園先の事業所

公定価格から転園元の事業所における当該月の利用日数を 20(2号認定子ども及び3号認定子どもにおいては、25) で除して得た数(10円未満切り捨て。) を乗じて得た額を差し引いて得た額から利用者負担額を差し引いた額とする。

(2) 保育料額の設定が異なる事業所間の転園の場合

ア 転園元の事業所

公定価格に当該月における利用日数を 20(2号認定子ども及び3号認定子どもにおいては、25) で除して得た数(10円未満切り捨て。) を乗じて得た額から利用者負担額を差し引いた額とする。

イ 転園先の事業所

公定価格に当該月における利用日数を 20(2号認定子ども及び3号認定子どもにおいては、25) で除して得た数(10円未満切り捨て。) を乗じて得た額から利用者負担額を差し引いた額とする。

(加算適用の申請)

第 12 条 事業所の設置者は、告示第 1 条第 16 項に規定する基本加算部分及び同条第 32 項に規定する特定加算部分の適用について、申請書を市長に提出し、加算適用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に定める申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは申請を承認し、通知書により、当該設置者に通知するものとする。

(1号認定子どもの地方単独費用分)

第 13 条 法附則第 9 条第 1 項第 1 号ロに規定する「市町村が定める額」は、同規定により参酌される差額とする。

(1号認定子どもの特例施設型給付費における全国統一費用分)

第 14 条 法附則第 9 条第 1 項第 1 号第 2 号(1)に規定する「市町村が定める額」は、同規定によりその基準とされる額とする。

(1号認定子どもの特例施設型給付費保育における地方単独費用分)

第 15 条 法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ(2)に規定する「市町村が定める額」は、同規定により参酌される差額とする。

(1号認定子どもの特別利用保育における地方単独費用分)

第 16 条 法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ(2)に規定する「市町村が定める額」は、同規定により参酌される差額とする。

(1号認定子どもの特別利用地域型保育における地方単独費用分)

第 17 条 法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ(2)に規定する「市町村が定める額」は、同規定により参酌される差額とする。

(給付費等の請求)

第 18 条 事業所の設置者は、この要綱に基づく給付費等の概算交付を受けようとするときは、四半期ごとに、当該期間に係る概算金額を算出し、別に指示するところにより概算請求書を市長に提出するものとする。ただし、年度途中に事業を開始する事業所の設置者が、初めてこの要綱に基づく給付費等の概算交付を受けようとするときは、事業開始月の属する四半期に、事業開始月初日の入所児童数により当該期間に係る概算金額を算出し、別に指示するところにより概算請求書を市長に提出するものとする。

(給付費等の精算)

第 19 条 前条の規定により給付費等の概算交付を受けた事業所の設置者は、別に指示するところにより精算書を市長に提出しなければならない。

2 前項に定めるほか、事業所の設置者は、告示別表第 2 及び第 3 に定める基本分単価が改正され遡及適用された場合は、別に指示するところにより、別途精算書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前 2 項に定める精算書の提出を受けたときは、精算内容を審査のうえ支弁額を確定し、確定額が既に交付した額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(給付費等支弁対象職員の充足)

第 20 条 この要綱に基づく給付費等の交付を受けた事業所の設置者は、当該事業所の職員配置について、関係法令等に規定する各職の員数を充足しなければならない。

(給付費等の交付決定の取消し)

第 21 条 市長は、事業所の設置者が、次の各号のいずれかに該当するときは、給付費等の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 支弁条件に違反したとき

(2) 偽りその他不正の手段により給付費等の交付を受けたとき

2 前項の規定は、第 18 条に定める支弁額の確定があった後においても適用がある

ものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該設置者に通知するものとする。

(給付費等の返還)

第22条 市長は、給付費等の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付費等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第23条 事業所の設置者は、第21条第1項の規定による処分に関し、給付費等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付費等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付費等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

- 2 事業所の設置者は、給付費等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金交付の一時停止等)

第24条 市長は、事業所の設置者が給付費等の返還を命ぜられ、当該給付費等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対し他の事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(立入調査等)

第25条 市長は、この要綱に基づき支弁する給付費等の使途の適正を図るため、必要があると認めるときは、事業所の設置者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、給付費等の支弁に関し必要な事項は子育て支援新制度担当部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。